



平成 20 年 5 月 30 日

各 位

東京都千代田区一ツ橋一丁目 1 番 1 号
ドリームバイザー・ドット・コム株式会社
(コード番号:3772 東証マザーズ)
(URL <http://www.dreamvisor.com/>)
代 表 者 代表取締役社長 川崎 潮
問 合 せ 先
専務取締役 アドミニ&オペレーション部部長 奥 山 泰
電 話 番 号 0 3 - 6 2 1 2 - 5 2 7 0

定款一部変更及び商号変更（開示事項の変更）に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 30 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 30 日開催予定の臨時株主総会の付議議案として「定款一部変更の件」を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、平成 20 年 3 月 21 日付「会社分割による持株会社制への移行及び商号変更に関するお知らせ」における商号変更に関します開示事項に変更がありましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 商号変更に関する開示事項の変更

当社は、平成 20 年 7 月 1 日付で変更を予定しております新商号を今後の主事業に合わせるため、以下のとおりといたします。

新商号（変更前）	ドリームバイザー株式会社
新商号（変更後）	ドリームバイザー・ホールディングス株式会社

また、連結子会社の株式会社日本証券新聞社は、平成 20 年 7 月 1 日付で商号変更を予定しておりましたが、当社グループの今後の事業展開を考慮して、商号変更を行わないことといたしました。

2. 定款一部変更の理由

平成 20 年 3 月 21 日付「会社分割による持株会社制への移行及び商号変更に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は持株会社への移行を予定しておりますため、商号、事業目的において所要の変更を行うものであります。

3. 定款一部変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、<u>ドリームバイザー・ドット・コム株式会社</u>と称し、英文では <u>Dreamvisor.com Incorporated</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、<u>次の事業を営むこと</u>を目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(1.～3. 条文省略)</p> <p>4. <u>各種映像ソフト、出版物の企画、制作、販売</u></p> <p style="text-align: center;">(5.～9. 条文省略)</p> <p>10. <u>投資顧問業</u></p> <p style="text-align: center;">(11. 条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、<u>ドリームバイザー・ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では <u>Dreamvisor Holdings, Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、<u>次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理すること</u>を目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(1.～3. 現行どおり)</p> <p>4. <u>新聞、書籍、その他の印刷物及び各種映像ソフトの企画、制作、販売</u></p> <p style="text-align: center;">(5.～9. 現行どおり)</p> <p>10. <u>投資助言・代理業及び投資運用業</u></p> <p style="text-align: center;">(11. 現行どおり)</p> <p>12. <u>日刊新聞の発行</u></p> <p>13. <u>通信販売業務及び書籍販売の代理店業</u></p> <p>14. <u>WEB及びモバイルサイト等の構築、企画、制作並びに運用、維持管理</u></p> <p>15. <u>企業の経営及び企業の保有資産に関するコンサルティング</u></p> <p>16. <u>企業の事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携及び合併に関する斡旋並びに仲介</u></p> <p>17. <u>有価証券の売買</u></p> <p>18. <u>融資、保証、及び債権買取を含めた信用供与とその斡旋、並びに仲介</u></p> <p>19. <u>不動産の売買、交換、賃借及びその仲介、媒介並びに所有、管理、利用</u></p> <p>20. <u>動産の売買、交換、賃借及びその仲介、媒介並びに所有、管理、利用</u></p> <p>21. <u>無形固定資産の売買、交換、賃借及びその仲介、媒介並びに所有、管理、利用</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>22. 古物売買及び委託販売並びに輸出入業</u>
(新設)	<u>23. 金融商品取引法に規定する金融商品取引業</u>
(新設)	<u>24. 投資事業組合の運用及び管理</u>
(新設)	<u>25. 外国為替取引業</u>
(新設)	<u>26. 銀行代理店業</u>
(新設)	<u>27. 生命保険代理店業</u>
(新設)	<u>28. 損害保険代理店業</u>
<u>12.</u> 前各号に付帯する一切の業務	<u>29.</u> 前各号に付帯する一切の業務
第3条～第37条 (条文省略)	第3条～第37条 (現行どおり)
(新設)	附則
	<u>1. 第1条及び第2条の変更は、平成20年7月1日をもって効力を生じるものとする。</u>
	<u>2. 本附則は、前項の効力発生日後これを削除するものとする。</u>

4. 日程

定款一部変更のための臨時株主総会開催日

平成 20 年 6 月 30 日

定款一部変更の効力発生日

平成 20 年 7 月 1 日

以上